



障害のあるお子さんのために

- 手帳の交付
- 手当・助成
- 生活に関する援助

愛護手帳の交付

問 区役所福祉課、支所区民福祉課

一定の知的障害のある方に対し、申請により交付されるもので、各種の福祉制度を利用するために必要となります。

対象 知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの援助を必要とする状態にある方

身体障害者手帳の交付

問 区役所福祉課、支所区民福祉課

一定の身体障害のある方に対し、申請により交付されるもので、各種の福祉制度を利用するために必要となります。

対象 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由(脳原性運動機能障害)、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能に障害のある方

精神障害者保健福祉手帳の交付

問 区役所福祉課、支所区民福祉課

一定の精神障害のある方に対し、申請により交付されるもので、各種の福祉制度を利用するために必要となります。

対象 精神疾患を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方

障害児福祉手当の支給(所得制限あり)

問 区役所福祉課、支所区民福祉課

在宅の重度障害児に障害児福祉手当が支給されます。

対象 20歳未満であって、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする方

特別児童扶養手当の支給(所得制限あり)

問 区役所福祉課、支所区民福祉課

身体または精神に障害のある20歳未満の児童を養育している方に特別児童扶養手当が支給されます。

対象 身体または精神(知的障害を含む)に一定の障害を有する20歳未満の児童を監護している親又は養育者

障害者医療費助成(所得制限あり)

問 区役所保険年金課、支所区民福祉課

一定の障害のある方を対象に、医療費の助成を行っています。対象者には「障医療証」をお渡ししますので、病院などの窓口でマイナ保険証等と一緒に見せください。

対象 身体障害者手帳1～3級(じん臓機能障害の方は1～4級、進行性筋萎縮症の方は1～6級)所持で精神障害者保健福祉手帳1～2級所持者、IQ50以下と判定された方、自閉症状群と診断された方、特定医療費受給者証(指定難病)所持者で一定の要件を満たす方



名古屋市公式
ウェブサイト

愛知県在宅重度障害者手当の支給(所得制限あり)

問 区役所福祉課、支所区民福祉課

在宅の重度障害児に在宅重度障害者手当が支給されます。

対象 一定の障害を有する在宅の重度障害児

重度障害者(児)給付金の支給(所得制限あり)

問 区役所福祉課、支所区民福祉課

在宅の重度障害児に重度障害者(児)給付金が支給されます。

対象 一定の障害を有する在宅の重度障害児

心身障害者扶養共済事業

問 区役所福祉課、支所区民福祉課

障害児の保護者が掛金を納付することにより、保護者が死亡したり、身体に著しい障害を有する状態になったときに、その障害児に年金が支給されます。

対象 一定の要件を満たす障害児を扶養している保護者であって、特別の疾病又は障害のない健康な方(加入時の年度の4月1日時点の年齢が65歳未満であること)

子どもの障害などについて悩んだら ⇒ 19・20ページ 「相談・困ったとき」をご覧ください。

補装具費の支給(18歳以上の方について所得制限あり)

問 区役所福祉課、支所区民福祉課

一定の障害のある方を対象に、補装具の購入等が必要と認められた場合は、その費用の一部を補装具費として支給します。

対 象 身体障害者手帳所持者、身体障害者手帳のない難病患者等

日常生活用具の給付(18歳以上の方について所得制限あり)

問 区役所福祉課、支所区民福祉課

重度の障害児の日常生活を支援するための用具が給付されます。

対 象 一定の障害のある方

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

問 子ども青少年局子ども福祉課 ☎052-972-3187

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度のお子さんの、聞こえの改善とことばの習得を促進するため、補聴器購入費の一部を助成します。

対 象 次の要件全てを満たす方

- 市内に住所を有している18歳未満の方(18歳に到達した方については18歳に到達した日の属する年度の3月までの期間が支給の対象となります。)
- 聴力レベルが原則として30dB(デシベル)以上で、かつ、身体障害者手帳の対象とならない方
- 補聴器の装用が必要と医師に診断された方

上下水道料金の減免

問 区役所福祉課、支所区民福祉課

特別児童扶養手当受給者、または20歳前の障害による障害基礎年金の受給者(世帯主に限る)を対象に上下水道料金を減免します。

対 象 特別児童扶養手当受給者、または20歳前の障害による障害基礎年金の受給者(世帯主に限る)

相談支援事業

問 区役所福祉課、支所区民福祉課

障害児通所支援または、障害福祉サービスの利用者を対象に、支援の利用計画を作成し、一定期間ごとに利用状況の検証(モニタリング)等を実施します。

対 象 障害児通所支援または、障害福祉サービスの利用者

費 用 無料

児童発達支援

問 区役所福祉課、支所区民福祉課

障害児が、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを受けます。

対 象 療育が必要と認められる未就学の障害児

費 用 支援に要した費用の1割(所得に応じた月額上限があります。)

※0歳から5歳児クラスのお子さんは、利用者負担が無償化されます。

保育所等訪問支援

問 区役所福祉課、支所区民福祉課

保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を受けます。

対 象 保育所等に通い、支援が必要と認められる障害児

費 用 支援に要した費用の1割(所得に応じた月額上限があります。)
※0歳から5歳児クラスのお子さんは、利用者負担が無償化されます。

居宅訪問型児童発達支援

問 区役所福祉課、支所区民福祉課

外出することが著しく困難であると認められた障害児が、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを受けます。

対 象 重度の障害の状態その他これに準ずる状態(日常生活を営むために医療を要する状態または重い疾病のために感染症にかかるおそれがある状態。)にあり、児童発達支援、放課後等デイサービス等を受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児

費 用 支援に要した費用の1割(所得に応じた月額上限があります。)

放課後等デイサービス

問 区役所福祉課、支所区民福祉課

障害児が、授業の終了後又は休校日に、能力向上のための訓練などを受けます。

対 象 学校に就学(幼稚園・大学を除く)しており、支援が必要と認められる障害児

費 用 支援に要した費用の1割(所得に応じた月額上限があります。)

障害福祉サービス

問 区役所福祉課(支所管内にお住まいの方は、支所区民福祉課)

障害児が、ホームヘルプサービスやショートステイ等の福祉サービスの提供を受けます。

対 象 支援が必要と認められる障害児

費 用 支援に要した費用の1割(所得に応じた月額上限があります。)

名古屋歯科保健医療センター(障害者歯科)

問 健康福祉局医療福祉課 ☎052-972-2574

地域で歯科医療を受けることが困難な障害児・者の方に対して、相談と診療を行っています。(※予約が必要です)

対 象 身体障害者手帳(1～3級)、愛護手帳(1～3度)をお持ちの方等

場 所	名 称	住 所	電 話	FAX
	北歯科保健医療センター	北区平手町1-1-5 クオリティライフ21城北内	915-8844	915-8844
	南歯科保健医療センター	南区弥次工町5-12-1	611-8044	825-4340

開設日 火曜日～土曜日

開設時間 午前9時～午後5時

いこいの家事業

言葉や心身の発達の遅れが気になるお子さんとその保護者を対象に、親子遊び等を通じて親子の関係づくりを行うとともに、保護者の共通の不安や悩みを語り合ったり、情報交換や仲間作りをする場を提供するものです。

対 象 言葉や心身の発達の遅れが気になる乳幼児とその保護者

費 用 無料

名 称	住 所	電話番号	実施日時
あつたいいこの家	熱田区神宮4-4-5	☎671-6219	月曜日、火曜日 午前9時から午後2時
天神山いこいの家	西区天神山2-8	☎521-5698	水曜日、金曜日 午前9時から午後2時
桜山いこいの家	昭和区下構町1-3	☎853-3979	月曜日、木曜日 午前9時から午後2時
千種児童館	千種区振甫町3-34	☎763-1531	火曜日、金曜日 午前9時から午後2時
守山児童館	守山区小幡一丁目3-15	☎763-1531	水曜日 午前9時から午後2時
遊モアプラス	北区柳原4-5-11	☎908-1841	木曜日 午前9時30分から午後2時30分
colorfulカラフル	中村区太閤通6丁目47番地	☎482-8989	水曜日、土曜日 午前10時から午後3時
はとぽっぽサロン	中区丸の内三丁目5-33 名古屋有楽ビル1階	☎385-8099	火曜日、土曜日 午前9時から午後2時
みずほにじいろ	瑞穂区土市町1-50-3	☎846-2216	火曜日 午前9時30分から午後2時30分
マイハウスどんぐり広場	中川区高畑3丁目40番地 プラザビル203	☎304-7704	月曜日 午前9時30分から午後2時30分
すまいる	港区土古町2丁目13番地	☎090-5635-2767	木曜日、日曜日 午前9時30分から午後2時30分
mimi	南区豊1-10-9 ドムール豊1A	☎602-8551	月曜日 午前9時30分から午後2時30分
葡萄の木	緑区篠の風1-403 2階	☎891-1886	月曜日、土曜日 午前10時から午後3時
てんぱくにじいろ	天白区平針南1-2006	☎807-2720	水曜日 午前9時30分から午後2時30分
めいとうにじいろ	名東区社口2-914	☎070-4210-4417	日曜日 午前9時30分から午後2時30分
スカイ	東区新出来一丁目4番12号 エンジェル保育園1階	☎936-3331	月曜日 午前9時30分から午後2時30分